

令和7年度

# 固定資産税 償却資産申告の手引き

日頃、当町の税務行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税における償却資産については、地方税法383条の規定により賦課期日（1月1日）現在、松伏町内に所有する償却資産について申告が義務付けられています。

つきましては、本手引きをお読みいただき、期限までに正しい申告をお願いいたします。

## 申告期限 令和7年1月31日

なお、償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

正当な理由がなく申告がされない場合は、地方税法第386条及び松伏町税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金が徴収される場合があります。

### 申告していただく方

松伏町内で事業を営んでいる法人若しくは個人又は令和7年1月1日現在、松伏町内に事業用の事業用資産として償却資産を所有、貸し付けを行っている法人若しくは個人。

○この申告書は次のような方に送付しています

- ・固定資産税課税台帳に償却資産の登録がある方
- ・個人開業届、法人町民税届、保健所開設届、太陽光発電設置届等を提出した方
- ・共同住宅及び貸家等の事業用家屋を所有している方

償却資産は税額の基になる課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税の課税対象になりませんが、事業を営まれている限り、申告は必要です。

### 申告の方法

①eLTAX（エルタックス）による電子申告

詳しくはeLTAX（エルタックス）ホームページへ (<https://www.eltax.lta.go.jp>)

②郵送による申告 町ホームページより各種様式をダウンロードできます

申告書控に受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒及び申告書控を同封してください。

### 休業、廃業、解散、又は移転等をされた方

「償却資産申告書」の右下にある『18備考』の欄にその旨を記入して提出してください。

|                |   |
|----------------|---|
| 提出先<br>お問い合わせ先 | 〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地<br>松伏町役場 税務課 資産税担当 |
|                | 電話 048(991)1831 (直通)                              |



# 目次

|                |       |                     |      |
|----------------|-------|---------------------|------|
| 償却資産の申告方法について  | … 1   | 課税標準額の特例            | … 9  |
| 償却資産のあらまし      | … 3   | 実地調査等のご協力をお願い       | … 10 |
| 償却資産の種類、資産の例   | … 3   | 償却資産申告書の書き方、電子申告の方法 | … 10 |
| 家屋と償却資産の区分     | … 4～5 | 償却資産申告書（償却資産課税台帳）   | … 11 |
| 申告の対象となる償却資産   | … 6   | 種類別明細書（増加資産・全資産用）   | … 12 |
| 国税の取り扱いとの違い    | … 7   | 種類別明細書（減少資産用）       | … 13 |
| 償却資産の評価と課税について | … 8   | よくある質問              | … 14 |

## 償却資産の申告方法について

### 1 申告の義務がある方

松伏町内で事業を営んでいる方又は令和7年1月1日現在、松伏町内に事業用の事業用資産として償却資産を所有、貸し付けを行っている方。

休業、廃業、解散又は移転等をされた方、あるいは該当する資産がない方は、「償却資産申告書」の右下にある『18備考』の欄にその旨を記入してください。

### 2 申告すべき資産

前年度までに当町へ償却資産申告をしたことのある方は、別添の申告者用資料に基づいて、前年中に新たに取得した資産及び減少した資産について申告してください。また、前年中に資産の増減がなかった方も『18備考』の欄に「増減なし」と記入し申告書を提出してください。

事業所の開設又は現在までに申告されていない方で新たに申告される場合は、令和7年1月1日現在所有している償却資産について申告してください。

### 3 申告の方法

#### 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方法です。評価額等の計算は町で行います。

#### 〇はじめて申告される方

| 申告区分       | 申告書 | 種類別明細書<br>全資産用 | 記 入 事 項                         |
|------------|-----|----------------|---------------------------------|
| 申告する資産がある方 | ○   | ○              | 明細書には、松伏町内に所在する全資産を記入してください。    |
| 申告する資産がない方 | ○   | ×              | 申告書の『18備考』の欄に「該当資産なし」と記入してください。 |

#### 〇前年度までに申告したことのある方（増加・減少申告）

同封の「償却資産種類別明細書」と現在の資産状況を比較し、増加・減少資産について申告してください。

| 申告区分            | 申告書 | 種類別明細書 |       | 記 入 事 項   |
|-----------------|-----|--------|-------|---|
|                 |     | 増加資産用  | 減少資産用 |   |
| 資産増減のない方        | ○   | ×      | ×     | 申告書の『18備考』の欄に「増減なし」と記入し、『前年前に取得したもの（イ）』の欄に印字してある取得価額をそのまま『計（二）』の欄に記入してください。 |
| 増加資産のある方        | ○   | ○      | ×     | 明細書には、増加した資産（申告もれを含む）のみを記入してください。   |
| 減少資産がある方        | ○   | ×      | ○     | 明細書には、減少した資産（申告もれを含む）のみを記入してください。   |
| 増加・減少資産の両方ともある方 | ○   | ○      | ○     | 明細書には、増加・減少した資産（申告もれを含む）を記入してください。  |

## ○廃業等をされた方

令和7年1月1日現在、松伏町内で事業を行っていない方は、申告書の『18備考』の欄にその旨を記入し、申告書を提出してください。

| 事由        | 『18備考』の欄 記入例                |
|-----------|-----------------------------|
| 廃業・廃止     | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 廃業（廃止）          |
| 法人解散      | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 解散              |
| 町外転出      | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇町へ転出          |
| 個人廃業・法人設立 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 法人設立 法人名 〇〇〇〇〇〇 |
| 休業        | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 休業              |

## ○相続・譲渡・合併があった方

相続・譲渡・合併等で資産が増減する場合は、減少する方・増加する方のどちらも申告の必要があります。全資産移動の場合→申告書の『18備考』の欄にその旨を記入し、申告書を提出してください。一部の資産の移動の場合→種類別明細書の『適用』に異動内容を記入してください。

| 事由    | 『18備考』『適用』の欄 記入例                 |
|-------|----------------------------------|
| 相続    | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇から相続               |
| 譲渡・合併 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇会社へ吸収合併、〇〇会社から全件譲受 |

## 電算処理方式

賦課期日（令和7年1月1日現在）所有しているすべての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方法です。異動の有無にかかわらず全資産の申告が必要です。

減価計算を電算化している事業所の所定の申告用紙をお持ちのところは、電算処理方式により貴社の書式で申告することができます。

※電算処理方式で申告していただく場合は、資産ごとに評価額、課税標準額等を算出し必ず記入してください。

## 電子申告による提出方法

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）により、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて松伏町に配信されます。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAXホームページをご覧ください。※利用時間等については10ページ参照

eLTAXヘルプデスク 0570-081459（繋がらない場合：03-5521-0019）  
eLTAXホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp>

## 4 申告の期限

法定申告期限は令和7年1月31日です。事務処理の都合上、できる限りお早めに提出していただきますようご協力をお願いいたします。

## 5 未申告や虚偽の申告があった場合

未申告の事業者には、申告を促すための督促等を行います。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられることがあります。

申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、資産を取得された翌年度まで（原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により5年分）遡及することとなります。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり一括払い（納期は1回のみ）となりますのでご注意ください。

## 6 実地調査について

地方税法第408条の規定により、申告もれや申告誤りを防止するため、償却資産の状況の確認のために実地調査を実施する場合があります。調査を行う場合は事前に通知いたしますので、その際は調査へのご協力をお願いいたします。

# 償却資産のあらまし

## 1 償却資産の範囲

### (1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む)をいいます。ただし、特許権・実用新案権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の対象となるものは除かれます。

### (2) 償却資産の種類 (資産別)

| 資産の種類 |                   | 固定資産税における償却資産  |   |
|-------|-------------------|--|---|
| 1     | 構 築 物             | 構 築 物  | 広告設備、独立煙突、門、塀、テニスコート、緑化施設、庭園、屋外給排水設備、アスファルト舗装、その他土地と一体をなしている土工施設等 |
|       |                   | 建築設備   | プレハブ等の建物で、基礎がない簡易な建物、建築設備のうち償却資産として取り扱うもの、賃貸ビル等の家屋の建築設備・内装等       |
| 2     | 機 械 及 び 装 置       | 工作機械、土木機械（ブルドーザー、パワーショベル等）、電気機械、工場の変・発電設備、印刷機械、搬送装置、生産ライン機器等                                       |   |
| 3     | 船 舶               | 客船、貨物船、遊覧船、ボート、作業船、代船等   |   |
| 4     | 航 空 機             | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等  |   |
| 5     | 車 両 及 び 運 搬 具     | 車種番号が0又は9の大型特殊自動車、フォークリフト、構内運搬車等（自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く）  |   |
| 6     | 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品 | 測定・検査工具、治具、取付工具、切削工具、金型、家具（事務机・応接セット等）、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務用機器、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器等 |   |

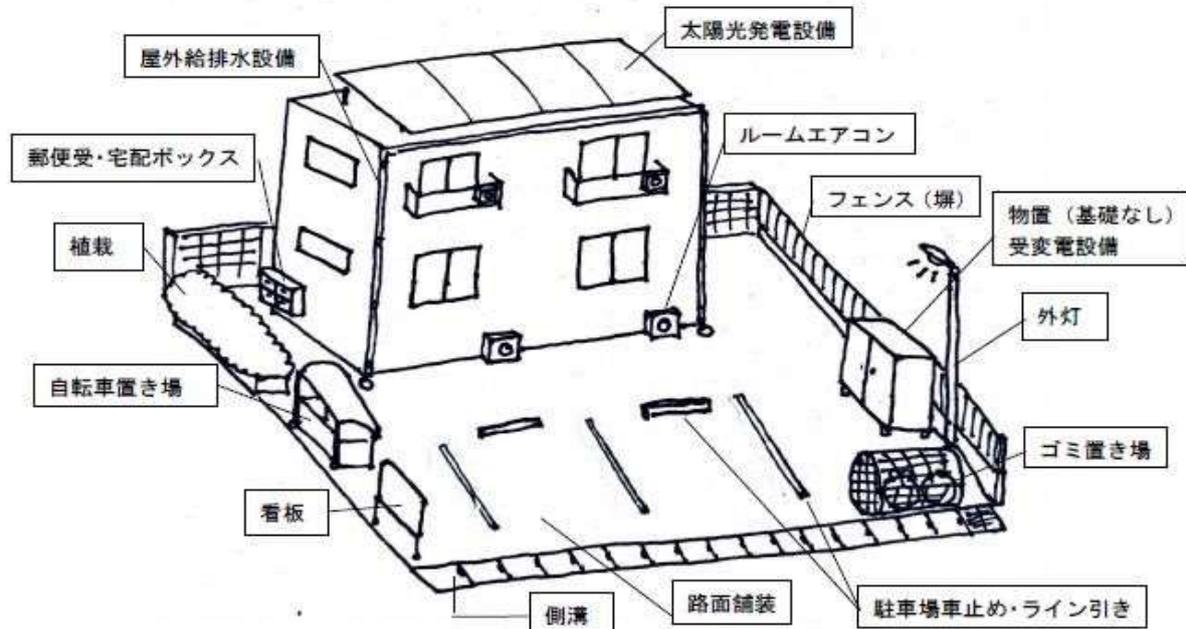
### 対象となる主な償却資産の例 (事業別)

| 業 種             | 固定資産税における償却資産   |
|-----------------|---|
| 共 通             | 駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備、等   |
| 飲 食 店           | 接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備、等   |
| 工 場             | 受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、動力用電気配線、作業用照明設備、貯水設備、福利厚生設備、生産ライン機器等   |
| 不 動 産 業 賃 貸     | 門、フェンス（塀）、擁壁（土留め）、屋外給排水設備、側溝、屋外電気設備（外灯等）、屋外ガス配管設備、駐車場（アスファルト舗装、ライン引き、車止め）、植栽、ゴミ置き場、自転車置き場・物置（家屋対象外のもの）、宅配ボックス、エアコン、受変電設備、等<br>⇒次ページ「借家および共同住宅などの不動産貸付業に係る償却資産の申告について」参照 |
| 建 設 業           | ブルドーザー、パワーショベル、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサ、ポンプ、転圧機械、等   |
| 理 容 業 業 美 容 業   | 理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、接客用家具、広告塔、等   |
| 医 院 ・ 歯 科 医 院   | 各種医療機器（レントゲン機器、ベッド、手術台、歯科診療ユニット、血圧計、保育器、CTスキャン、ファイバースコープ等）、各種キャビネット、等   |
| パチンコ店           | パチンコ台、パチスロ台、島工事、ゲーム機、両替機、玉貸機、構内舗装、等   |
| 自動車整備 ガソリン スタンド | オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、溶接機、地下槽、ガソリン計量機、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、等   |
| 小 売 店           | 商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、等   |
| 駐車場事業           | 柵、看板、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車設備、構内舗装（砂利、碎石も含む）、等  |
| 農 業             | 農耕用車輜（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、ビニールハウス、農業用器具、等   |

## 借家および共同住宅などの不動産貸付業に係る償却資産の申告について

貸家・共同住宅（アパート）や貸駐車場などの事業用資産は、土地・家屋とは別に「償却資産」として固定資産税の対象となります。償却資産には、土地や家屋のような登記制度がありません。そのため、所有者（事業主）は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有する資産について申告が必要となります。

### 1 償却資産にあたる設備の具体例



|           |  |
|-----------|--|
| 構築物       | 受変電設備(15年), 看板・金属製門(20年), 看板・その他門(10年), ブロック塀(15年), 屋外給排水設備(15年), 側溝(15年), 外灯(15年)屋外ガス配管設備(15年), 駐車場(アスファルト舗装, ライン引き, 車止め)(10年), 植栽(20年), 物置(家屋対象外のもの)(10年), ごみ置き場(10年), 自転車置き場(家屋対象外のもの)(10年) |
| 機械および装置   | 太陽光発電設備(屋根と一体ではないもの)(17年)  |
| 工具器具および備品 | 備付けエアコン(6年), 防犯カメラ(6年), 宅配ボックス(10年), 集合郵便受け(10年)   |

※ ( ) の中は、標準的な耐用年数です。構造や用途により異なる場合があります。

### 2 申告の方法

申告の際には、各々の資産について、「工事内訳明細書(見積時)」などから名称、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数を抽出して記入をお願いします。

### (3) 家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられています。家屋の評価に含まれないものは償却資産の構築物として取り扱いますので申告をお願いします。

|      |   |
|------|---|
| 家屋   | 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となり、その家屋の効用を高めるもの  |
| 償却資産 | 独立した機械・装置としての性格が強いもの(受変電設備、電話交換機等)<br>サービス設備としての性格が強いもの(ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等)<br>特定の生産又は業務の用に供されるもの(例:工場機械用動力配線、給排水、精密機械工場用空調、集塵、熱処理用ボイラー等)<br>※事務室用の電気配線や生活用の給排水、冷房用空調配管等は家屋評価の対象です。 |

### ○家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けした内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、賃借人(テナント)等が償却資産として申告してください。

○家屋と償却資産の区分表 ～主な設備等の例～

| 設備等の種類       | 設備等の分類                                 | 設備等の内容                                    | 家屋と設備等の所有関係 |    |       |    |   |
|--------------|--|---|-------------|----|-------|----|---|
|              |  |   | 同じ場合        |    | 異なる場合 |    |   |
|              |  |   | 家屋          | 償却 | 家屋    | 償却 |   |
| 建築工事         | 内装・造作等                                 | 床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事（※取り外し容易な間仕切りは償却）        | ○           |    |       | ◎  |   |
| 電気設備         | 変電設備                                   | キュービクル、変圧器並びに附属する配線一式、配電設備一式              |             | ◎  |       | ◎  |   |
|              | 予備電源設備                                 | 発電機・蓄電池設備、無停電電源設備、充電器、配線・配管等              |             | ◎  |       | ◎  |   |
|              | 太陽光発電                                  | 太陽光発電設備一式（※屋根建材一体型は家屋）                    |             | ◎  |       | ◎  |   |
|              | 中央監視装置                                 | 電灯、動力、電源設備関係の遠隔操作制御盤一式                    |             | ◎  |       | ◎  |   |
|              | 電力引込設備                                 | 電力会社から供給を受けるための建物までの引込工事一式                |             | ◎  |       | ◎  |   |
|              | 動力配線設備                                 | 特定の生産又は業務用設備、屋外設備一式                       |             |    | ◎     |    | ◎ |
|              |  | 事務室用照明用電気配線、低圧幹線設備等上記以外の設備                |             | ○  |       |    | ◎ |
|              | 照明器具設備                                 | スポットライト、ネオンサイン、投光器、外灯、蛍光灯等の消耗品等           |             |    | ◎     |    | ◎ |
|              |  | 屋内照明等上記以外の照明器具設備                          |             | ○  |       |    | ◎ |
|              | TV等共同視聴設備                              | 受信機（テレビ）、電波障害対策設備                         |             |    | ◎     |    | ◎ |
|              |  | 配線・配管、親アンテナ、整合器、分岐器、増幅器、                  |             | ○  |       |    | ◎ |
|              | LAN設備                                  | サーバ、光ファイバケーブル、配線等設備一式（※OAフロア工事は家屋）        |             |    | ◎     |    | ◎ |
|              | 監視カメラ設備（ITV）                           | 受信機（テレビ）、カメラ、録画装置、遠隔操作盤等の機器               |             |    | ◎     |    | ◎ |
|              |  | 配線・配管等                                    |             | ○  |       |    | ◎ |
| 電話設備・放送・拡声設備 | 電話機、交換機、マイク、スピーカー、アンプ等の機器              |   |             | ◎  |       | ◎  |   |
|              | 配線・配管、端子盤等                             |   | ○           |    |       | ◎  |   |
| 非常等設備        | ガス漏れ警報装置、漏電警報装置                        |   |             | ◎  |       | ◎  |   |
|              | 避雷設備、非常用照明設備、火災報知設備、非常通報設備等            |   | ○           |    |       | ◎  |   |
| 給排水設備        | 衛生設備                                   | 大小便器、洗面器、浴槽                               | ○           |    |       | ◎  |   |
|              | 給排水設備                                  | 屋外設備、引込工事、井戸工事、特定の生産又は業務用設備               |             |    | ◎     | ◎  |   |
|              |  | 配管、受水槽、ポンプ等                               |             | ○  |       |    | ◎ |
|              | 給湯設備                                   | 局所式給湯設備（取り外しが容易な瞬間湯沸器）、独立煙突・煙道            |             |    | ◎     |    | ◎ |
|              |  | 局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備            |             | ○  |       |    | ◎ |
| ガス設備         | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備                 |   |             | ◎  |       | ◎  |   |
|              | 屋内の配管等                                 |   | ○           |    |       | ◎  |   |
| 空調設備         | 空調・換気設備                                | ルームエアコン（壁掛、床置き型）、エア Handler、特定の生産又は業務用設備  |             |    | ◎     | ◎  |   |
|              |  | 天井埋め込み等容易に移動できないもの、ダクト、エアカーテン、配管等         |             | ○  |       |    | ◎ |
| 運搬設備         | 昇降機等                                   | 工場用バルトコンベア、垂直搬送機                          |             |    | ◎     | ◎  |   |
|              |  | エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）、メーリング設備等 |             | ○  |       |    | ◎ |
| 厨房設備         | 厨房機器                                   | 顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル等）、寮・社員食堂等         |             |    | ◎     | ◎  |   |
|              |  | 上記以外の設備                                   |             | ○  |       |    | ◎ |
| 消火設備         | 消火設備                                   | 消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ、屋外消火栓設備等           |             |    | ◎     | ◎  |   |
|              |  | 消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、ハロゲンガス消火設備等      |             | ○  |       |    | ◎ |
| 清掃設備         | 清掃設備                                   | 窓ふきゴンドラ、ダストシュート                           | ○           |    |       | ◎  |   |
| 事業用設備        | 看板等                                    | 看板、案内板、サイン表示等                             |             |    | ◎     | ◎  |   |
|              | 病院等                                    | ナースコール設備、特定要件表示設備（表示盤と発信器で構成）             |             | ○  |       | ◎  |   |
|              |  | 医療用ガス設備、吸引設備、ポンプ、真空ポンプ、X線設備、消毒設備          |             |    | ◎     |    | ◎ |
|              | 倉庫等                                    | ドックシッター、エアシッター、冷蔵冷凍用冷却装置、天井クレーン等          |             |    | ◎     | ◎  |   |
|              | 金融機関等                                  | 夜間金庫、株式価格表示設備                             |             |    | ◎     | ◎  |   |
| その他          | POSシステム、浴場等のろ過機、ホール等のスクリーン（※幕吊下げ装置は家屋） |   |             | ◎  | ◎     |    |   |
| 外構工事         | 外構工事                                   | 工事一式（門・塀・フェンス・緑化設備等）                      |             |    | ◎     | ◎  |   |
|              | 駐車場等                                   | 自動車管制設備                                   |             | ○  |       | ◎  |   |
|              |  | 機械式駐車設備（ターンテーブル装置等）、路面舗装、駐輪場等             |             |    | ◎     |    | ◎ |
| 焼却炉等         | ゴミ置場、ゴミ焼却炉、メルボックス                      |   |             | ◎  | ◎     |    |   |
| その他          | カーテン等                                  | ブラインド、カーテン等                               |             |    | ◎     | ◎  |   |

## 2 申告の対象となる償却資産

### (1) 申告の対象となる資産

- ・ 税務会計上、減価償却となるもの（企業会計とは異なる）
- ・ 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていないもの
- ・ 減価償却が終わり、帳簿上、忘備価格で計上されているもの
- ・ 遊休資産、未稼働資産であっても今後使用可能なもの
- ・ 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、あるいは償却済資産であっても1月1日現在、事業に使用しているもの
- ・ 改良費のうち、資本的支出として計上したもの（本体とは別に新たな資産の取得として取扱い）
- ・ 所有権留保付割賦販売資産（残債の有無にかかわらず、買主が申告）

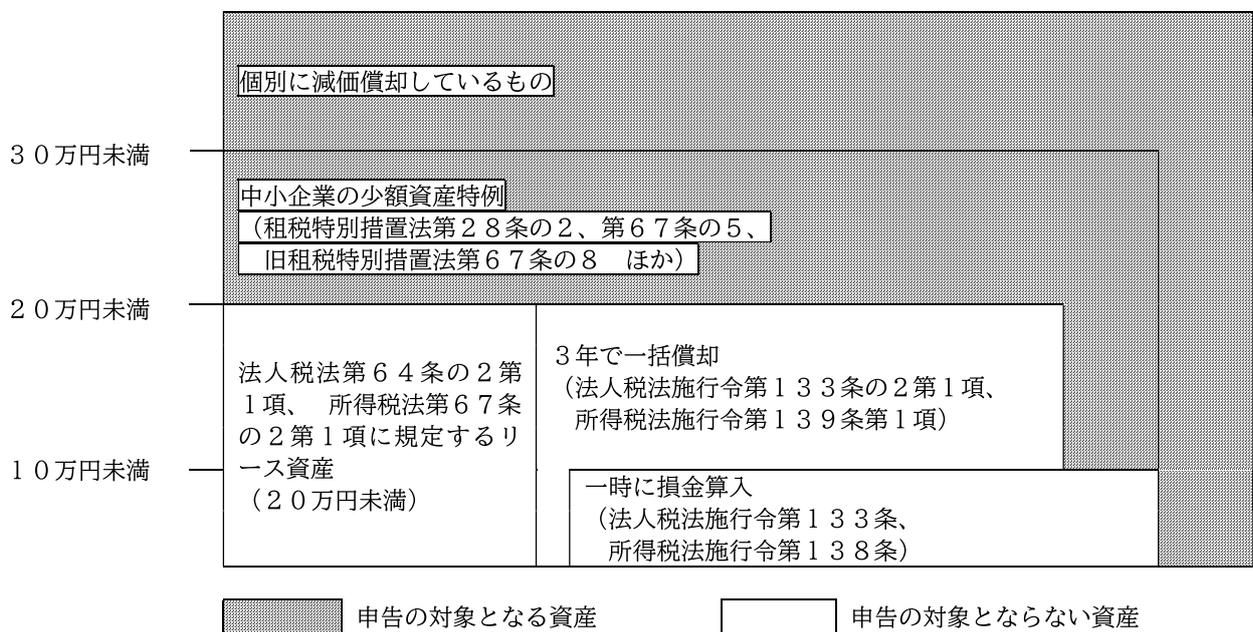
### (2) 申告の対象とならない資産

- ・ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ・ 特許権、営業権、商標権、ソフトウェアなどの無形固定資産
- ・ 開業費、下水道受益者負担金などの繰延資産
- ・ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用の生物は申告対象）
- ・ 貯蔵品、商品等の棚卸資産
- ・ 取得価格が20万円未満のものを3年間で一括償却したもの（即時償却は申告対象）
- ・ 使用可能期間1年未満又は取得価格が10万円未満のものを一時損金に算入したもの
- ・ 法人税法第64条の2第1項及び所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格20万円未満のもの

### (3) 少額資産の取り扱い

|                                      | 取得価格             | 国税の取扱い   | 固定資産税（償却資産）の取扱い |
|--------------------------------------|------------------|----------|-----------------|
| 個人<br>（平成11年1月1日以後に取得した資産）           | 10万円未満           | 必要経費     | ×申告対象外          |
|                                      | 10万円以上<br>20万円未満 | 3年間で一括償却 | ×申告対象外          |
|                                      |                  | 減価償却     | ○申告対象           |
|                                      | 20万円以上           | 減価償却     | ○申告対象           |
| 法人<br>（平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産） | 10万円未満           | 損金算入     | ×申告対象外          |
|                                      |                  | 3年間で一括償却 | ×申告対象外          |
|                                      |                  | 減価償却     | ○申告対象           |
|                                      | 10万円以上<br>20万円未満 | 3年間で一括償却 | ×申告対象外          |
|                                      |                  | 減価償却     | ○申告対象           |
|                                      |                  | 20万円以上   | 減価償却            |

※「中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。



#### (4) リース資産について

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則としてその資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

平成19年の税制改正により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、原則として買主が申告することになります。

#### (5) 国税の取り扱いとの違い

固定資産税（償却資産）の減価償却の方法は、原則として定率法です。

**取得価格**…原則として国税（法人税・所得税）の取扱いと同様です。

**減価率**…原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて原価率が定められています。

| 項目                 | 固定資産税   | 国 税   |
|--------------------|---|---|
| 償却計算の期間            | 暦年（賦課期日制度）  | 事業年度  |
| 減価償却の方法            | 一般の資産は定率法<br>※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を固定資産税評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 | ・建物並びに平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制<br>・定率法を選択した場合、平成24年4月1日以降取得の資産「定率法（200%定率法）」、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産「定率法（250%定率法）」、平成19年3月31日以前に取得された資産「旧定率法」を適用 |
| 前年中の新規取得資産         | 半年償却（1/2）   | 月額償却  |
| 圧縮記帳の制度（注1）        | 制度なし  | 制度あり  |
| 特別償却・割増償却（租税特別措置法） | 認められません   | 認められます  |
| 増加償却の制度（注2）        | 制度あり  | 制度あり  |
| 評価額の最低限度           | 取得価額の100分の5   | 備忘価額（1円）  |
| 改良費                | 区分評価<br>（改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価する）                                | 原則区分評価、一部合算も可   |

（注1） 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額をご記入ください。

（注2） 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

### 太陽光発電設備等の申告

太陽光発電設備等が償却資産の申告の対象になる場合には毎年1月31日までに所有状況を申告していただく必要があります。

#### ○償却資産の申告の対象（設置者・発電規模別）

| 設置者     | 10kw以上の太陽光発電設備                                      | 10kw未満の太陽光発電設備                |
|---------|---|-------------------------------|
| 法人      | 償却資産として申告の対象になります。                                  |                               |
| 個人（事業用） | 店舗やアパートなどの事業を営む方がその事業のために設置した場合は、償却資産として申告の対象になります。 |                               |
| 個人（住宅用） | 売電をしている場合は事業用資産となり、償却資産として申告の対象になります。               | 売電するための事業用資産とはみなさないため申告は不要です。 |

#### ○償却資産にあたる太陽光発電設備

- ・太陽光パネル ※
- ・架台 ※
- ・接続ユニット
- ・パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計 等

※家屋に一体の建材（屋根材など）として設置した場合は「家屋」として評価の対象となるため、償却資産としての申告は不要です。

## ○課税標準の特例について

次の条件を満たす場合、最初の3年間は固定資産税の課税標準額の軽減の対象となります。

(償却資産の申告時に「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しを提出してください。)

- (1) 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備であること
- (2) 固定価格買取制度の設備認定の対象外であること。

## 償却資産の評価と課税について

### 1 納税義務者

賦課期日(令和7年1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

### 2 評価額の算出方法

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として評価します。

評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

|                                |                              |
|--------------------------------|------------------------------|
| 前年 <sup>中</sup> に取得した資産(初年度)   | 評価額 = 取得価額 × (1 - (減価率 ÷ 2)) |
| 前年 <sup>前</sup> に取得した資産(次年度以降) | 評価額 = 前年度評価額 × (1 - 減価率)     |

【注意】算出された評価額が、取得価格の5%を下回る場合は取得価格の5%を評価額とします

#### ○減価残存率表

| 耐用年数 | 減価率   | 耐用年数 | 減価率   | 耐用年数 | 減価率   |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| -    | -     | 10   | 0.206 | 19   | 0.114 |
| 2    | 0.684 | 11   | 0.189 | 20   | 0.109 |
| 3    | 0.536 | 12   | 0.175 | 21   | 0.104 |
| 4    | 0.438 | 13   | 0.162 | 22   | 0.099 |
| 5    | 0.369 | 14   | 0.152 | 23   | 0.095 |
| 6    | 0.319 | 15   | 0.142 | 24   | 0.092 |
| 7    | 0.280 | 16   | 0.134 | 25   | 0.088 |
| 8    | 0.250 | 17   | 0.127 | 30   | 0.074 |
| 9    | 0.226 | 18   | 0.120 | 35   | 0.064 |

### 3 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を合計した額(決定価格)が課税標準額となります。

課税標準額の特例(次ページ参照)の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

### 4 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{ 円未満切り捨て)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率 } 1.4\% \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切り捨て)} \end{array}}$$

#### ○免税点

課税標準額が150万円未満の場合には、課税されません。

・資産の多少にかかわらず申告書の提出は必要です。

### 5 納税通知書の送付と納期

1月1日(賦課期日)時点において、固定資産を所有されている方に対し、5月に納税通知書を送付いたします。納期は、毎年5月末、7月末、12月下旬、2月末の4回です。なお、コンビニエンスストアでのお支払い、スマホ決済、口座振替も可能です。なお、土地・家屋がなく、償却資産の課税標準額が免税点未満の場合には納税通知書は送付されません。

松伏町税条例第71条第1項第3号の規定により、災害又は天候の不順により著しく価値を減じた資産については、固定資産税の減免を受けられる場合があります。

## 6 非課税となる資産

地方税法348条及び附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産は、固定資産税が課税されません。該当する資産を所有している方は種類別明細書の摘要欄に適用法令・条項を記入し、非課税内容にかかる資料等を添付して申告してください。

## 7 課税標準の特例について

### (1) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産においては、課税標準の特例が適用され、固定資産税の負担が軽減されます。該当する資産を申告される場合は、申告書の備考欄等にその旨を明記し、所管する主務官庁等の証明書又は届出書の写し、カタログ、精度検査成績書等を添付してください。主な課税標準の特例を例示しますと、次のとおりです。

| 根拠法令                    | 特例対象資産                 | 特例率  | 備考                              |
|-------------------------|------------------------|--|---------------------------------|
| 地方税法第349条の3第2項          | ガス事業用資産                | 最初の5年度分1/3<br>その後5年度分2/3                             |                                 |
| 地方税法附則第15条第2項第1号        | 汚水又は廃液処理施設             | 1/2<br>(わがまち特例)                                      | 設置許可書等<br>設計図面等                 |
| 地方税法附則第15条第2項第2号        | ごみ処理施設                 | 1/2  |                                 |
| 地方税法附則第15条第2項第4号        | 産業廃棄物処理施設              | 1/3  |                                 |
| 地方税法附則第15条第2項第5号        | 下水道除害施設                | 4/5<br>(わがまち特例)                                      |                                 |
| 地方税法附則第15条第25項第1号イ、第3号イ | 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備） | 最初の3年間<br>1,000kw未満 2/3<br>1,000kw以上 3/4<br>(わがまち特例) | 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し等 |

### (2) 先端設備等に係る課税標準の特例

中小企業等経営強化法に規定された中小事業者等が、適用期間内に、先端設備等導入計画の認定を受け、計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、課税標準の特例が適用されます。

#### 特例の内容

| 条文   | 旧法附則第64条                           | 法附則第15条第44項                 |           |
|------|------------------------------------|-----------------------------|-----------|
| 対象資産 | 先端設備等導入計画の認定に基づき新規取得した固定資産         |                             |           |
|      | 令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得した償却資産及び事業用家屋 | 令和5年4月1日～令和7年3月31日に取得した償却資産 |           |
| 適用期間 | 3年間（わがまち特例）                        | 賃上げ表明なし                     | 賃上げ表明あり   |
|      |                                    | 3年間                         | 4年間又は5年間※ |
| 特例割合 | 0                                  | 1/2                         | 1/3       |

※R5年4月1日～R6年3月31日に取得／5年間、R6年4月1日～R7年3月31日に取得／4年間

#### 対象となる資産 ～制度の詳細については中小企業庁のホームページをご覧ください～

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデルに比べて年平均1%以上向上する設備等で、上記期間内に取得した次の資産

| 資産の種類 |        | 用途                     | 取得価額    |
|-------|--------|------------------------|---------|
| 償却資産  | 機械及び装置 | 全て                     | 160万円以上 |
|       | 工具     | 測定工具及び検査工具             | 30万円以上  |
|       | 器具及び備品 | 全て                     | 30万円以上  |
|       | 建物附属設備 | 全て（償却資産として課税されるものに限る。） | 60万円以上  |

※先端設備等導入計画認定後に取得した資産に限る ※中古資産は対象外

## 提出書類

以下の書類をすべて添付し、償却資産申告書を提出してください。

- ・先端設備等導入計画の写し
  - ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
  - ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し
- 【賃上げ方針の表明をしている場合】
- ・賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し
- 【所有権移転外リース取引の場合】
- ・リース契約書の写し
  - ・固定資産税軽減額計算書の写し

### 提出書類の添付を忘れずに！

特例の申告を行う場合は、申告書の備考欄等にその旨を明記し、必ず書類を添付してください。

eLTAX（エルタックス）による電子申告を行う方は、添付資料機能をご利用ください。

## 実地調査等のご協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、町役場の償却資産担当が償却資産の評価等のためにお問い合わせをさせていただくことや、実地調査にお伺いすることがありますので、その際には御協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、法人税又は所得税に関する書類（決算書、固定資産台帳、賃借対照表等）について閲覧等を行うことがあります。

なお調査等により、修正申告をお願いすることがあり、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

## 申告書の書き方

- (1) 申告書は、(提出用・控用)の2部複写式になっています。記載にあたっては、他の用紙への重複複写にご注意ください。
- (2) 申告書・明細書とも(提出用)を提出してください。(控用)は控えとして保管してください。申告書控に受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒及び申告書控を同封してください。
- (3) 申告用紙が不足した場合は町のホームページからダウンロードすることができます。
- (4) 申告漏れにご注意ください。申告漏れをした資産については、申告内容の調査等により課税させていただきます。
- (5) 押印は不要です。

### ～申告書の提出は、ぜひ、便利な電子申告をご利用ください！～

◎複数の市町村に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの申告書を作成・送信することが可能です。

◎PCdeskやeLTAX（エルタックス）に対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能があり、紙の申告書よりも手間がかかりません。

|             |   |
|-------------|---|
| eLTAXの利用時間  | <b>8：30～24：00</b> （土日祝日、年末年始を除く）<br>※1月中旬から1月末日までは24時間運用（メンテナンス時間除く）  |
| eLTAXホームページ | <a href="https://www.eltax.lta.go.jp">https://www.eltax.lta.go.jp</a> |
| よくある質問      | 疑問点がある場合は、eLTAXホームページの「よくある質問」をご覧ください。                                |

〇償却資産申告書(償却資産課税台帳)記入例

**(記入例)**  
日付・年度を記入してください。

令和7年1月13日

令和7年度

令和7年度(991局0000番)

受付印

(あて先) 松伏町長 殿

〒343-0111 松伏町大字松伏1番地

まつぶし たろう

松伏太郎

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

松伏 次郎 (991局0000番)

衣笠五郎事務所(担当衣笠) 046(822)局XXXX番

4 事業種目を具体的に記入してください。(2以上の事業を行なっている場合は主たる事業を記入します。)

5 事業の開始年月を記入してください。

6 この申告書についてお尋ねした場合、それに答えてくださる方を記入してください。

7 申告書の作成にあたって税理士等が関与した場合は記入してください。

8 短期耐用年数の承認

9 増加償却の届出

10 非課税該当資産

11 課税標準の特例

12 特別償却又は圧縮記載

13 税務会計上の償却方法

14 青色申告

15 松伏町大字松伏1番地

16 借用資産 コンピューター1台

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有

18 備考(添付書類等) 借家

19 取得価額の合計

20 減価償却後の取得価額の合計

21 前年中に減少したものの取得価額の合計

22 前年中に取得したものの取得価額の合計

23 前年中に減少したものの取得価額の合計

24 前年中に取得したものの取得価額の合計

25 前年中に減少したものの取得価額の合計

26 前年中に取得したものの取得価額の合計

27 前年中に減少したものの取得価額の合計

28 前年中に取得したものの取得価額の合計

29 前年中に減少したものの取得価額の合計

30 前年中に取得したものの取得価額の合計

31 前年中に減少したものの取得価額の合計

32 前年中に取得したものの取得価額の合計

33 前年中に減少したものの取得価額の合計

34 前年中に取得したものの取得価額の合計

35 前年中に減少したものの取得価額の合計

36 前年中に取得したものの取得価額の合計

37 前年中に減少したものの取得価額の合計

38 前年中に取得したものの取得価額の合計

39 前年中に減少したものの取得価額の合計

40 前年中に取得したものの取得価額の合計

41 前年中に減少したものの取得価額の合計

42 前年中に取得したものの取得価額の合計

43 前年中に減少したものの取得価額の合計

44 前年中に取得したものの取得価額の合計

45 前年中に減少したものの取得価額の合計

46 前年中に取得したものの取得価額の合計

47 前年中に減少したものの取得価額の合計

48 前年中に取得したものの取得価額の合計

49 前年中に減少したものの取得価額の合計

50 前年中に取得したものの取得価額の合計

51 前年中に減少したものの取得価額の合計

52 前年中に取得したものの取得価額の合計

53 前年中に減少したものの取得価額の合計

54 前年中に取得したものの取得価額の合計

55 前年中に減少したものの取得価額の合計

56 前年中に取得したものの取得価額の合計

57 前年中に減少したものの取得価額の合計

58 前年中に取得したものの取得価額の合計

59 前年中に減少したものの取得価額の合計

60 前年中に取得したものの取得価額の合計

61 前年中に減少したものの取得価額の合計

62 前年中に取得したものの取得価額の合計

63 前年中に減少したものの取得価額の合計

64 前年中に取得したものの取得価額の合計

65 前年中に減少したものの取得価額の合計

66 前年中に取得したものの取得価額の合計

67 前年中に減少したものの取得価額の合計

68 前年中に取得したものの取得価額の合計

69 前年中に減少したものの取得価額の合計

70 前年中に取得したものの取得価額の合計

71 前年中に減少したものの取得価額の合計

72 前年中に取得したものの取得価額の合計

73 前年中に減少したものの取得価額の合計

74 前年中に取得したものの取得価額の合計

75 前年中に減少したものの取得価額の合計

76 前年中に取得したものの取得価額の合計

77 前年中に減少したものの取得価額の合計

78 前年中に取得したものの取得価額の合計

79 前年中に減少したものの取得価額の合計

80 前年中に取得したものの取得価額の合計

81 前年中に減少したものの取得価額の合計

82 前年中に取得したものの取得価額の合計

83 前年中に減少したものの取得価額の合計

84 前年中に取得したものの取得価額の合計

85 前年中に減少したものの取得価額の合計

86 前年中に取得したものの取得価額の合計

87 前年中に減少したものの取得価額の合計

88 前年中に取得したものの取得価額の合計

89 前年中に減少したものの取得価額の合計

90 前年中に取得したものの取得価額の合計

91 前年中に減少したものの取得価額の合計

92 前年中に取得したものの取得価額の合計

93 前年中に減少したものの取得価額の合計

94 前年中に取得したものの取得価額の合計

95 前年中に減少したものの取得価額の合計

96 前年中に取得したものの取得価額の合計

97 前年中に減少したものの取得価額の合計

98 前年中に取得したものの取得価額の合計

99 前年中に減少したものの取得価額の合計

100 前年中に取得したものの取得価額の合計

○種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例

| 令和7年度<br>※所有者コード |       | 1234567 |         | ※所有者名<br>松伏太郎 |      | 1  |      | 枚のうち      |       |           |       |            |    |
|------------------|-------|---------|---------|---------------|------|----|------|-----------|-------|-----------|-------|------------|----|
| 行番号              | 資産の種類 | 資産コード   | 資産の名称等  | 数量            | 取得年月 |    | 取得価額 | 耐用年数      | 減価残存率 | 価額        | 課税標準額 | 増加事由       | 摘要 |
|                  |       |         |         |               | 年号   | 年月 |      |           |       |           |       |            |    |
| 01               | 1     |         | 店舗内装工事  | 1             | 4    | 30 | 4    | 3,250,000 | 15    | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 02               | 6     |         | 乾燥機     | 1             | 4    | 30 | 5    | 750,000   | 6     | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 03               | 6     |         | 包装機     | 1             | 4    | 30 | 6    | 360,000   | 6     | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 04               | 6     |         | 陳列ケース   | 1             | 4    | 30 | 2    | 120,000   | 6     | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 05               | 6     |         | 看板      | 1             | 4    | 30 | 4    | 250,000   | 4     | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 06               | 6     |         | ズボンプレス機 | 2             | 4    | 30 | 4    | 150,000   | 6     | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 07               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 08               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 09               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 10               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 11               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 12               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 13               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 14               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
| 15               |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 円         | 円     | ①・2<br>3・4 |    |
|                  |       |         |         |               |      |    |      |           |       | 4,880,000 | 円     |            |    |

申告書右上の所有者コードの番号を記入してください。

資産を取得した年月を記入してください。昭和=3、平成=4、令和=5とし、それぞれの年号に対応する【数字】を記入してください。(お願ひ)漢字・アルファベットは記入しないでください。

記入例  
種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一

3枚のうち、2枚目というようにページ数を記入してください。

記入の必要はありません

網掛け部分は記入の必要はありません。(電算処理方式により全資産申告する場合を除きます)

資産の名称、規格等を下記のとおり記入してください。  
① 資産の種類順に記入してください。  
② 左詰めで記入してください。  
③ 20文字を超える場合は、20文字以内で省略してください。  
④ 名称が同じものが続く場合でも、「同上」、「〃」などの記入ではなく、それぞれの名称を記入してください。

資産の増加事由を○で囲んでください。  
1=新品取得  
2=中古品取得  
3=移動による受入れ  
4=その他

増加事由の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 異動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

資産の種類を数字で記載してください。それぞれの種類に対応する数字は下記のとおりです。  
1=構築物、2=機械及び装置、3=船舶、4=航空機、5=車両及び運搬具、6=工具・器具・備品

資産に適用する耐用年数を法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2、5、6)に基づいて記入してください。

資産の取得価額を右詰めで記入してください。



## よくある質問

### 1 償却資産に該当する資産がない場合どうすればよいですか？

該当する資産がない場合も、備考欄などに「該当資産なし」と記載し申告をお願いします。

### 2 申告内容を誤ってしまった場合はどうすればよいですか？

「修正申告」と明記し、修正部分がわかるよう備考欄に内容をご記入ください。

### 3 申告をしなかったり、虚偽の申告をしたりするとどうなりますか？

正当な理由なく申告がされない場合は、地方税法第386条及び松伏町税条例第75条の規定により過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金が加算して徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられることがあります。

申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、資産を取得された翌年度まで（原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により5年分）遡及することとなります。また、過年度分について追徴課税となった場合、通常の納期とは異なり一括払い（納期は1回のみ）となりますのでご注意ください。

なお、申告内容の調査の際、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は、法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。

### 4 税務署に申告しているので、町に償却資産申告はしなくてよいですか？

税務署への申告は国税（法人税・所得税）の計算のためのもので、償却資産の申告は町税（固定資産税）の計算に必要なものです。それぞれ内容に応じて申告していただく必要があります。

### 5 法人税・所得税が非課税の場合でも償却資産の申告が必要ですか？

資産の多少にかかわらず申告書の提出は必要です。なお、課税標準額が150万円未満の場合には、固定資産税（償却資産）は課税されません。

### 6 資産の評価には最低限度がありますか？

国税においては備忘価格（1円）まで減価償却が認められていますが、固定資産税における評価額の最低限度額は取得価格又は改良費の額の5%に相当する額となります。

### 7 耐用年数がわからない場合どうすればよいですか？

「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご覧ください。

#### 減価償却資産の耐用年数等に関する省令

- ・別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表
- ・別表第二 機械及び装置の耐用年数表
- ・別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表
- ・別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

○中古資産の耐用年数について…中古で購入した資産についても、購入価格が10万円を超える場合は減価償却が必要になりますが、購入者が事業の用に供した以後の使用が可能である年数を見積もり、その年数を耐用年数とすることができます。また、使用可能年数の見積りが困難な場合は、「簡便法」により耐用年数を求めます。詳しくは国税庁ホームページ「中古資産の耐用年数」でご確認ください。

### 8 使っていない資産も申告が必要ですか？

未稼働資産や遊休資産は、その休止期間に必要な維持補修を行っている場合や、一時的に休止しているだけでいつでも稼働して事業の用に供することができる状態であれば償却資産として申告が必要です。

# 提出前に次の確認をお願いします。

各項目を確認の上、左のチェック欄にレ点を入れてください。

## 1.申告する資産は次の条件に該当しますか。

- (1) 松伏町内に存在する資産である。
- (2) 令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる。
- (3) 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産である。  
(取得価額が20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満のものであっても、個別に減価償却しているものは、申告対象となります。)

## 2.次の資産を申告に含めていますか。

- (1) 決算終了後から令和7年1月1日までに取得した資産
- (2) 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産(合計300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した資産
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産
- (4) 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産
- (5) 貸付事業の用に供している資産
- (6) 簿外資産や遊休・未稼働資産であっても、事業の用に供することができる状態の資産
- (7) 社宅用、宿舍用等の償却資産で減価償却できる資産
- (8) 大型特殊自動車
- (9) 路面舗装、塀、緑化施設等

## 3.次の資産を申告から外していますか。

- (1) 家屋の評価に含まれる部分
- (2) 無形固定資産(電話加入権、ソフトウェア等)、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等

## 4.申告書について

- (1) 屋号、連絡先、担当者名、税理士名等に記入漏れはありませんか。
- (2) 会社名や住所に変更はありませんか。
- (3) 去年の申告と前年度の取得価額は合っていますか。
- (4) 借用資産(リース資産)がある場合、貸している事業者名を記入していますか。

## 5.その他

- (1) 償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- (2) テナント入居者が取り付けた建物附帯設備は入居者が償却資産の申告をしていますか。
- (3) 種類別明細書(資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数)に記入漏れや計算誤り等はありませんか。

〒343-0192

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424

松伏町役場 税務課 資産税担当 行

左の宛先は、郵送の際、切り離してお使いください

松伏町PRキャラクターの「マップー」

